

# 改正個人情報保護法における検討に当たっての論点整理(案)

## 1. 「個人識別符号」に関する論点

個人情報保護法改正の趣旨である

①情報通信技術の進展に伴う個人情報該当性の明確化

②国・地域を超えた個人情報の流通に伴う国際整合性の担保 を踏まえ、

「遺伝情報」を「個人識別符号」として政令に指定する際、生じる課題について以下の通り、対応してはどうか

- (1) 科学技術の進展等により特定の「遺伝情報(「遺伝情報」の一部など)」のもつ特定個人の識別性は変化しうると考えられることから、海外の動向や科学的観点を踏まえて継続的に精査し、政令指定の考え方を示すこととしてはどうか。
- (2) 研究の現場において過度に慎重な取扱いがなされ、法改正の趣旨に逆行することがないように、過去に取得された「遺伝情報」も含め、必要な同意取得の具体的方法を示すこととしてはどうか。

## 2. 「要配慮個人情報」に関する論点

個人情報保護法改正の趣旨並びに「要配慮個人情報」の政令指定の考え方を踏まえ、「遺伝情報」を「要配慮個人情報」として政令に指定することとしたうえで、医療・研究等の現場において不都合が生じないように、具体的な事例を踏まえて、別途、対応を検討することとしてはどうか。